

国際平和協力業務の各類型に従事できる者について

協力の対象	法第3条第3号に掲げる各類型	海上保安庁組織参加 ¹	自衛隊等 ²	個人参加			
				関係行政機関職員 自衛隊員 ³	その他 ⁴	採用隊員 ⁵	
国際的な選挙監視活動	国際連合平和維持活動（PKO）	イ 停戦・武装解除等監視	○ （凍結解除）	○	○	○	
		ロ 駐留・巡回					
		ハ 武器の搬入・搬出の検査・確認					いわゆる平和維持隊
		ニ 放棄武器の収集・保管・処分					（PKF）本体業務
		ホ 停戦線等設定の援助					
		ヘ 捕虜交換の援助					
	人道的な国際救援活動	ト 選挙・投票の監視・管理	○	○	○	○	○
		チ 警察行政事務に関する助言・指導・監視					
		リ 行政事務に関する助言・指導（警察行政事務を除く）					
		ヌ 医療（含防疫）					
		ル 被災民の捜索・救出・帰還援助					
		ヲ 被災民に対する生活関連物資の配布					
		ワ 被災民収容施設・設備の設置					
カ 紛争被害施設・設備整備							
コ 紛争汚染自然環境の復旧							
ク 輸送、保管（含備蓄）、通信、建設等							
	レ イからタに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務	イからタの各業務に準ずる					

（注）1から5は、各々国際平和協力法第6条第5項、第6条第6項、第12条第1項、第12条第1項但書き、第11条第1項において定められる。